

○長与町週休2日促進工事（土木、電気通信、機械、港湾・漁港、水道）の試行に関する要綱

令和6年6月3日

要綱第37号

（目的）

第1条 この要綱は、町が発注する工事において、週休2日に取り組むものである「週休2日促進工事」の試行に係る労務費補正等の必要な事項を定めることにより、もって建設産業の中長期的な担い手確保・育成に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 週休2日 完全週休2日（土日）、月単位の週休2日又は通期の週休2日の状態をいう。
- (2) 対象期間 週休2日促進工事の工事着手日から工事完成日までの期間（現地調査、着工前測量、工事看板、現場事務所等の設置その他の準備作業、撤去作業等に要する期間を含む。次条第2号において同じ。）をいう。ただし、年末年始休暇（12月29日から翌年1月3日までの6日間）及び夏季休暇（3日間）並びに受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間その他の発注者が対象外と認める期間を除く。
- (3) 完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週において、土曜日及び日曜日に現場閉所されている状態（悪天候の影響その他の受注者の責によらない事由により、やむを得ず平日に現場閉所して土曜日又は日曜日に施工しなければならない場合にあっては事前に発注者へ報告し、同じ週（月曜日から日曜日までをいう。）内で土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日を指定することにより、当該同じ週内で2日以上現場閉所されている状態を含むものとし、夜間工事の場合にあっては土曜日から日曜日にかけての夜間及び日曜日から月曜日にかけての夜間において現場閉所されている状態をいう。）をいう。
- (4) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月ごとの現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日（現場閉所日を原則として土曜日及び日曜日としない場合にあっては、発注者及び受注者の協議により定めた日）の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいうものとし、現場閉所率を算定するときは、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日、猛暑による作業不能日等についても、現場閉所の日数に含めるものとする。
- (5) 通期の週休2日 対象期間内の現場閉所率が28.5パーセント（8日／28

日) 以上の水準に達する状態をいう。

(6) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、次に掲げる場合を含む。

ア 降雨、降雪等の気象・海象条件による予定外に現場休工期となった場合であつて、元請技術者が休みであるとき。

イ 受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応、現場見学会等により、発注者が作業を要請した場合

(試行対象工事)

第3条 この要綱による試行の対象となる工事は、町が発注する当初設計金額500万円以上の工事（営繕工事を除き、土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、港湾・漁港請負工事積算基準及び水道施設整備費に係る歩掛表による工事に限る。）であつて、一般競争入札（総合評価落札方式によるものを含む。）及び指名競争入札によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

(1) 災害復旧その他の急施を要する工事

(2) 工場製作が主たる工事又は材料費が工事費の大部分を占める工事であつて、現場における実作業の工期（いわゆる現場作業期間）が4週間未満であることが想定されるもの

(3) 供用開始までの期間がひっ迫している等の理由で工期に制約がある工事

(試行方式)

第4条 この要綱による試行は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日（28.5パーセント（8日／28日））以上を基本とする。

2 この要綱による試行の方式は、受注者希望型（発注者が週休2日促進工事の試行対象である旨明示して発注し、受注者において当該工事の契約締結後、週休2日促進工事として実施するか否かを判断して実施する方式をいう。）とする。

(補正方法)

第5条 週休2日促進工事においては、補正係数により労務費（地質調査市場単価に係る労務費を除く。以下同じ。）、共通仮設費及び現場管理費を補正する。

2 前項の補正係数は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(積算方法)

第6条 週休2日においては、月単位の週休2日を前提に、前条の規定に基づき労務費を補正の上、工事費を積算して予定価格を作成する。

(実施方法)

第7条 受注者は、週休2日促進工事の契約締結後から施工計画書の提出前までに、監督職員と協議の上、週休2日の実施の有無を申し出、実施する場合には完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日のいずれかを現場閉所の目標値として選択するものとする。

この場合において、当該協議の内容及び実施の有無並びに実施の場合における現場閉所の目標値は、工事打合せ簿に記録するものとする。

- 2 前項の規定により週休2日の実施を申し出た場合であって、その実施に当たり当初の契約に係る工期を変更する必要があると判断した場合は、受注者は、施工計画書の提出前までに、当該変更に係る必要工期を算出した上で、監督職員と協議するものとする。この場合において、当該協議の内容及び発注者が工期の変更が妥当であると認めたときにはその旨を、工事打合せ簿に記録するものとする。
- 3 第1項の規定により週休2日の実施を申し出た場合は、次の各号の要件を満たす取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載の上、発注者へ提出するものとする。契約変更時においては、同様に変更計画書を提出するものとする。
  - (1) 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとしていること。
  - (2) 対象期間中は、工事現場を週休2日相当の休日とすること。
  - (3) 夏季休暇（3日）及び年末年始休暇（6日）は、週休2日とは別に休日として確保していること。ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時停止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、対象期間に含めていないこと。
- 4 第1項の規定により週休2日の実施を申し出た場合は、週休2日促進工事である旨当該工事現場において看板等により掲出することにより、現場周辺へ宣言するものとする。
- 5 第1項の規定により週休2日の実施を申し出た場合であって、不測の事態により、週休2日に係る第2項の予定工程を変更する必要があるときは、受注者は、当該変更の理由を提示し、及び変更しようとする予定工程について発注者と協議を行うものとする。
- 6 発注者は、前項の規定に基づく変更を反映した予定工程及び当該変更の理由の提出又は協議の申入れを受けたときは、当該変更に係る予定工程及び理由が妥当であるかの確認を行う。この場合において、当該予定工程又は理由が妥当でないことが確認されたときは、受注者に対しその修正等を指示するものとする。
- 7 第1項の規定により週休2日の実施を申し出た場合は、受注者は、週休2日の実施状況を、月1回監督職員へ報告するものとする。

（現場閉所状況による変更契約）

第8条 前条第1項の規定に基づき完全週休2日（土日）を選択した場合であって、現場閉所の達成状況の確認の結果、これを達成したと認められるときは、第5条の規定に基づく補正係数に変更して増額の変更契約を行うものとする。

- 2 当初「完全週休2日（土日）」を選択した場合は、「完全週休2日（土日）」の補正係数により契約変更を行う。
- 3 当初「月単位の週休2日」を選択した場合に「完全週休2日（土日）」を達成したと

しても、補正は当初選択したパターンでの補正とする。

- 4 「月単位の週休2日」が未達成の場合、並びに受注者が週休2日の実施を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う。
- 5 港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、週休2日の補正係数が「月単位の週休2日」のみであることから、「完全週休2日（土日）」を達成したとしても、補正係数の変更は行わない。

（特記仕様書への明示）

第9条 週休2日促進工事の試行に係る特記仕様書には、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 週休2日促進工事の試行の対象である旨
- (2) 当初設計時点において週休2日の対象外とする作業又は期間がある場合にあっては、当該作業又は期間

2 前項の規定による特記仕様書の明示は、おおよそ別記様式に定めるところによる。

3 工事契約後、週休2日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

（留意事項）

第10条 受注者は、試行対象工事の受注に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 降雨、降雪等による休工の日及び災害時における緊急対応、現場見学会の開催その他の発注者の要請により作業が発生した日については、原則として、現場閉所の日とみなすこと。ただし、第1条の目的の達成のために必要と認められる場合には、協議により当該日を試行の対象期間外とすることとし、前条第1項第2号の規定に基づく変更契約を行うものとする。
- (2) 週休2日促進工事を実施する場合には、第7条第4項の規定する看板等は、仮囲いの外側、現場事務所及び作業員詰所の出入口その他の当該現場の内外に分かるように掲出すること。
- (3) 週休2日促進工事を実施する場合には、契約金額、工期等については、下請業者にしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積条件に週休2日促進工事の実施対象である旨記載しておく等の適切な措置を講ずること。
- (4) 週休2日の実施の有無にかかわらず、4週5休を確保すること。
- (5) 元請技術者（現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、現場閉所の日は、必ず休日とすること。
- (6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条の規定その他関係法令を遵守した上で実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に起工する試行対象工事から適用するものとし、同日前に起工した工事については、適用しない。

改正附則 (略)

別表第1 (第5条、第8条関係)

工種	区分	補正係数	
		完全週休2日 (土日)	月単位の 週休2日
土木工事標準積算基準・電気 通信設備積算基準・機械設備 積算基準による工事	労務費	1.02	1.02
	共通仮設費	1.02	1.01
	現場管理費	1.03	1.02
港湾・漁港請負工事積算基準 による工事	労務費	—	1.02
	共通仮設費	—	1.02
	現場管理費	—	1.03
水道施設整備費に係る歩掛表 による工事	労務費	1.02	1.02
	共通仮設費	1.02	1.01
	現場管理費	1.03	1.02

備考

1 労務費に関し、地質調査市場単価にあつては、補正の対象としない。

2 港湾・漁港請負工事積算基準による工事にあつては、週休2日の補正係数が「月単位の週休2日」のみであることから、「完全週休2日(土日)」を達成したとしても、補正係数の変更は、行わない。別表第2(第5条、第8条関係)

1 土木工事市場単価による工事

区分	補正係数	
	完全週休2日 (土日)	月単位の 週休2日
鉄筋工	1.02	1.02
ガス圧接工	1.01	1.01
インタロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02

防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路附属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋没型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

## 2 土木工事標準単価による工事

区分	補正係数	
	完全週休2日 （土日）	月単位の 週休2日
区画線工	1.02	1.02
高視認性区画線工	1.02	1.02
橋梁塗装工	1.01	1.01
構造物取壊し工	機械	1.01
	人力	1.02
コンクリートブロック積工	1.02	1.02
排水構造物工	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工	1.02	1.02

表面被膜工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H形ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

### 3 港湾・漁港工事市場単価による工事

区分	補正係数
	月単位の週休2日
底面工	1.01

マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.00
支保工		1.02
足場工		1.01
鉄筋工		1.02
吊鉄筋工		1.02
型枠工		1.02
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.02
	ポンプ車打設以外	1.02
止水板工		1.02
上蓋工		1.02
伸縮目地工		1.01
係船柱取付		1.02
防舷材取付		1.02
車止・縁金物取付		1.02
係船柱撤去		1.02
防舷材撤去		1.02
車止撤去		1.02
電気防食取付		1.02
防砂目地板取付工	陸上施工	1.02
	水中施工	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施行）		1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.01
ペトロラタム被膜		1.02
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.02
	水中施工	1.02
かき落とし工		1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
汚濁防止枠設置・撤去		1.01
灯浮標設置・撤去		1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・ 水中目視点検	1.00
	海上目視点検作業船なし	1.02
異形ブロック製作（型枠工）		1.02
異形ブロック製作（コンクリート打設工）		1.01

#### 4 下水道工事市場単価による工事

区分		補正係数	
		完全週休 2 日 (土日)	月単位の 週休 2 日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管付設及び 支管取付工	1.01	1.01

#### 別記様式（第 9 条関係）

<p>週休 2 日促進工事における現場閉所の実施</p> <p>本工事は、週休 2 日促進工事（受注者希望型）であり、月単位の週休 2 日となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休 2 日を実施するか選択できるものとし、実施の有無と実施する場合の週休 2 日のパターン（完全週休 2 日（土日）または月単位の週休 2 日）について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか、以下の 1）から 7）によるものとし、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。</p> <p>工事契約後、週休 2 日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。</p> <p>1) 週休 2 日は工事着手日から工事完成日までの期間において、完全週休 2 日（土日）または月単位の週休 2 日（現場閉所率 28.5%）以上となる休日確保することとする。完全週休 2 日（土日）を実施する場合において、悪天候等によりやむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所日を含め 1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行っている場合に、完全週休 2 日（土日）を達成しているものとみなす。また、夜間工事において完全週休 2 日（土日）を実施する場合は、毎週、土曜日か</p>
---

ら日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。月単位の週休2日を実施する場合において、暦上の土日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。また、対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

- 2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	〇〇
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

- 3) 予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員への報告なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、事前に監督職員へ報告すること。
- 4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、管理技術者）は現場閉所に合わせて、必ず休日とすること。
- 5) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施行計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- 6) (土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準使用の場合)

完全週休2日（土日）を選択し現場閉所が達成された場合は、完全週休2日（土日）の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、月単位の週休2日以上となる現場閉所が達成されなかった場合、並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日とは、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合とする。各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

**【完全週休2日（土日）：補正係数】**

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

**【月単位の週休2日：補正係数】**

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.01
- ・現場管理費：1.02

- 7) (港湾・漁港積算基準使用の場合)

月単位の週休2日以上となる現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。また、完全週休2日（土日）を達成した場合でも、補正係数の変更による変更契約は行わない。週休2日とは、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合とする。なお、週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。

**【月単位の週休2日：補正係数】**

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

8) (水道施設整備費に係る歩掛表使用の場合)

完全週休2日（土日）を選択し現場閉所が達成された場合は、完全週休2日（土日）の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、月単位の週休2日以上となる現場閉所が達成されなかった場合、並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日とは、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合とする。各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

**【完全週休2日（土日）：補正係数】**

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

**【月単位の週休2日：補正係数】**

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.01
- ・現場管理費：1.02

9) 対象期間中、工事現場に週休2日促進工事であることを現場に看板等により掲示すること。